

## 特定非営利活動法人創作交流ネットワーク 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人創作交流ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県加古川市別府 757 番地の 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国内の同人誌の創作者や青少年に対して、自由と自主性を尊重し、市民参加の精神のもと、次の事項に関する事業を行い、青少年の健全育成の向上を図るなど 21 世紀の豊かな日本の社会づくりに寄与することを目的とする。

1. 地域の同人誌の創作者や同人誌の創作者を目指す青少年の指導及び資質や意識の向上のため、活性化した同人活動や文化交流の場及び情報を提供すること。
2. 経済的・精神的に不安定な状態になりやすい創作活動者が相互に連携し、実社会と橋渡しをする場を設けることにより、インターンシップによる職能開発・雇用機会の拡充・生活安定をはかる。
3. インターネットサイトの運営を通じて、高度なインターネット技術を青少年に提供する
4. 社会的に自尊感情・相互信頼の低下やコミュニケーションの希薄化がすすむ環境下で人間関係の構築に失敗し、引きこもり・いじめ被害・不登校・家庭内暴力、自殺願望等の問題が生じた青少年に対し、自己の存在感を実感でき、精神的に安定できる場を提供すること。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
4. 子供の健全育成を図る活動
5. 情報化社会の発展を図る活動
6. 経済活動の活性化を図る活動



二． 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

三． 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1． 退会届を提出したとき。
- 2． 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- 3． 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- 4． 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1． この定款に違反したとき。
- 2． この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- 1． 理事 3人以上

2. 監事 1人
3. 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 二. 理事長は、理事の互選とする。
- 三. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 四. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 二. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 三. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  1. 理事の業務執行の状況を監査する。
  2. この法人の財産の状況を監査すること。
  3. 前2号の規定による監査結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- 四. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- 五. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 二. 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 三. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 四. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
二. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
三. 前二項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。  
二. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し職員は理事長が任免する。  
三. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。  
1. 定款の変更  
2. 解散  
3. 合併  
4. 事業計画及び収支予算並びにその変更

5. 事業報告及び収支決算
6. 役員を選任又は解任、職務及び報酬
7. 入会金及び会費の額
8. その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 二. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  2. 正会員総数5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  3. 第15条第三項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第二項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 二. 理事長は、前条第二項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 三. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第三項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 二. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 二 . やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 三 . 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第一項第 2 号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 四 . 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

( 議事録 )

第 3 0 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 . 日時及び場所
  - 2 . 正会員総数及び出席者数 ( 書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。 )
  - 3 . 審議事項
  - 4 . 議事の経過の概要及び議決の結果
  - 5 . 議事録署名人の選任に関する事項
- 二 . 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上以上が記名押印、又は署名しなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

( 構成 )

第 3 1 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 機能 )

第 3 2 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 . 総会に付議すべき事項
- 2 . 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3 . その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

( 開催 )

第 3 3 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 . 理事長が必要と認めるとき。
- 2 . 理事総数の 3 分の 2 以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。



(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 二 理事長は、前条第2号及び第3号の規定する請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 三 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第三項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 二 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 二 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 三 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第一項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 四 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 日時及び場所
- 2 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記する。)
- 3 審議事項
- 4 議事の経過概要及び議事の結果
- 5 議事録署名人の選任に関する事項

- 二．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印、又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1． 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2． 入会金及び会費
- 3． 寄付金品
- 4． 財産から生ずる収入
- 5． 事業に伴う収入
- 6． その他収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (運営資金の調達方法)

第42条 この法人は、銀行等の金融機関から借入れによる運営資金の調達は、しないものとする。

- 二．この法人が、会員から借入れをするときの会員に対する返済開始時期は、総会の議決を経て、返済を開始するものとする。
- 三．前項の借入金に利息は付さないものとする。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

( 暫定予算 )

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算設立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

二 . 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 予備費の設定及び使用 )

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

二 . 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

( 予算の追加及び更正 )

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

( 事業報告及び決算 )

第49条 この法人の事業報告書、収支報告書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

二 . 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

( 事業年度 )

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

( 臨機の措置 )

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

### （定款の変更）

第 5 2 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### （解散）

第 5 3 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1 . 総会の決議
  - 2 . 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - 3 . 会員の欠乏
  - 4 . 合併
  - 5 . 破産
  - 6 . 所轄庁による設立の認証の取消し
- 二 . 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 三 . 第 1 号第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### （残余財産の帰属）

第 5 4 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

### （合併）

第 5 5 条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行うものとする。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事会がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 中 田 雅 広  
理 事 渡 邊 晃 司  
同 井 上 和 彦  
監 事 江 口 智 之
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第一項の規定にかかわらず成立の日から平成18年2月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年12月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。
  1. 正会員 入会費2000円・年会費2000円
  2. 賛助会員 入会費10000円・年会費10000円
  3. 特別会員 入会費1000円・年会費1000円

以上特定非営利活動法人創作交流ネットワークを設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成 年 月 日

社員

社員

社員

社員

社員

社員

社員

社員

社員

社員

社員

